

事業計画

国民健康保険は、急速な少子高齢化などの社会構造の変化や脆弱な財政基盤等により、その事業運営は厳しい状況にあるが、国民皆保険制度の中核として、地域住民の医療の確保と健康の保持増進を図るため、医療保険制度を堅持し、将来にわたる持続的かつ安定的な運営を推進していく必要がある。

このような状況の中、国保連合会においては保険者と十分連携しつつ、組織、業務運営、財政運営について、一層の効率的推進を図っていく必要がある。

このため、本会としては、次の事業に積極的に取り組んでいく。

I 業務運営の推進

1 診療報酬審査支払業務の適正かつ効率的処理

本年5月に稼動する国保総合システムの円滑な運用を図るとともに、診療報酬の早期支払に努めるなど、効率的な業務処理を進める。

2 後期高齢者医療業務の円滑な推進と広域連合への業務支援

広域連合と連携して業務を的確に推進し、制度の円滑な運営に努めるとともに、引き続き広域連合への業務支援を行う。

3 介護給付費審査支払業務の効率的な推進

業務を的確に推進するとともに、保険者が実施している「介護給付適正化計画」のより実効的な推進及び介護給付適正化システムの活用に対して支援を行う。

4 特定健康診査・特定保健指導の効率的な推進

保険者や関係機関等と連携して特定健診・保健指導の周知、広報に努めるとともに、生活習慣病に着目した医療費分析等を行い、保険者等による特定保健指導の効率的な推進を支援する。

II 保険者支援機能の充実

業務のIT化、審査支払機関のあり方、高齢者医療制度の見直しなどに適宜、適切に対応し、保険者支援機能を発揮していく。

III 個人情報保護及び適正な会計事務処理

個人情報を含む情報資産の保護管理の徹底を図るとともに、会計事務について公認会計士による外部監査等を実施し、引き続き適正な処理に努めていく。